

人権擁護委員制度をご存知ですか

法務省と全国人権擁護委員連合会では、「すべての人々の人権が尊重される社会を実現するためには、私達1人ひとりが身近な差別や偏見について考えることが必要である」との認識の下に、各人が心と心のネットワークで結ばれ、人権尊重の輪を一層広げてほしいとの願いを込め、積極的な啓発活動を展開しています。

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって、明るい社会をつくることが私たちの願いです。

全国人権擁護委員連合会では、“6月1日”を『人権擁護委員の日』と定め、この日を中心として、皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせています。

大崎町には町長の推薦により、法務大臣から委嘱された右の人権擁護委員がいます。

お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。



小屋 健二さん

仮宿 上三文字
TEL 76-2793



園田 忠さん

野方 角堂
TEL 78-3871

すこやか長寿社会運動推進協力員に 「川越義盛」さんが委嘱されました



六十五歳以上の高齢者の人口割合があ
と四、五年の間に、ほとんどの市町村
で二十五パーセントを超える勢いです。
大崎町でも、平成十四年四月一日現在で、
二十七パーセントになっています。

そのような状況の中で、高齢者ができ
る限り住み慣れた家庭や地域の中で、健
康で生きがいをもって暮らしていくよ
うな『すこやか長寿社会づくり運動』を
推進することが大切だと思われます。

本町では、この運動の浸透・普及を促
進するため、平成十四年四月一日から平
成十六年三月三十一日までの二年間を期

間として、菱田地区の川越義盛さんが鹿
児島県知事から『推進協力員』として委
嘱されました。

皆さんのご理解ご協力により、この
運動が一層推進されるよう期待します。



川越 義盛さん